

馳がリードをしたもう一つの教育アベノミクス

「次世代の学校指導体制実現部会」緊急提言

主査：馳 浩 主査代理：池田 佳隆、宮川 典子、上野 通子

教師の長時間勤務の是正に向けた緊急提言

教師の勤務実態(※)は極めて厳しく、もはや教師個人の努力により対応できる限界を超えている。児童生徒への充実した指導を一層推進するためには、長時間勤務の状況を早急に是正し、教師が本来行うべき教育に関する業務に集中できるよう環境を整えなければならない。このため、事態の重大性に鑑み、以下の取組みを早急に進め、所要の措置を速やかに講じるための緊急提言を行う。

- ICT等を活用した厳格な勤務時間管理や業務の効率化を促すとともに、調査業務など学校業務を精選する。
- 事務職員や主幹教諭の配置を拡充し、副校長・教頭のサポート体制を充実するなどマネジメント体制を強化するとともに、部活動指導員や業務アシスタントなどの外部人材の一層の充実、学校運営協議会や地域学校協働活動の積極的な推進を通じ、チーム学校を実現する。
- 学校教育の成否を最終的に決するのは教師であることを踏まえ、不断の指導力向上の取組みとともに、その時間の確保のためにも、専科指導を担う教師の拡充や若手をサポートする教師の充実等教職員定数を拡充する。
- 優秀な人材を確保し、頑張っている教師の士気を高められるよう、給特法の見直しも含め、教師の勤務実態に応じた処遇となるよう改善を検討する。

※教諭の1か月の平均の時間外勤務は小学校教諭は70時間、中学校教諭は93時間、1か月の時間外勤務が月80時間(過労死ライン)を超える教諭は小学校で33.5%、中学校で57.7%。

平成29年
5月
18日

教育アベノミクスを公表

自民党
「教育再生実行本部」
第八次提言

だからこそ

教育は日本の成長を支える「未来への投資」 社会が個人と共同で教育費の支え合いを

提言の背景

世界一の超少子高齢社会

- 昔(1950年)は12人で1人
- 今(2020年)は2人で1人
- 将来(2050年)は1.3人で1人の高齢者を支えることに!

【現役世代(15~64才)・高齢者(65才~)】

子供の貧困・教育格差

- 相対的貧困率は、先進国でワースト6位(7人に1人)
- 貧困は連鎖する(教育格差を生む)
- このままでは将来の現役世代は、社会を支えられない(支えられる側)可能性も

教育投資の社会的便益※

- 幼児教育の無償化と高等教育の負担軽減を実施すると
 - 労働生産性、出生率上昇、貧困率の低下、税収増・生活保護費抑制の成果
- ※社会が得られる利益・恩恵

「恒久的な教育財源確保に関する特命チーム」提言

主査：馳 浩 主査代理：左藤 章、福井 照

教育アベノミクス「未来への投資」としての教育政策に関する提言

～国民一人ひとりの成長が社会を牽引する～

社会背景等

- 「人生100年時代」における働き方改革の必要性
～長い一生を、生涯を通じた学び直し・キャリアアップを通じて、未来に夢と希望を持つ～
- 社会の諸課題への処方箋
～少子化・格差克服、社会の生産性・一人ひとりの資質能力の向上には、これまでとは次元の異なる教育投資が必要～
- 戦後70年余りを経た教育の普及・拡充に伴い、発想転換の必要性
(幼児教育から高等教育まで、全ての国民に等しく開かれた教育機会の提供)
～保護者による負担から、社会と個人が共同で支える仕組みへ～
(注)高校進学率:42.5%(昭和25年)→約99%/高等教育進学率:10.1%(昭和30年)→約80%

これらを踏まえ、社会全体で教育投資を行う必要(幼児教育から高等教育まで)

特に、優先して取り組むこと

【幼児教育】

- 幼児教育の無償化(0.7兆円) ●幼児教育・保育の質の向上(0.3兆円)

【高等教育】～保護者負担から社会・個人の負担へ～

- 高等教育の無償化も視野に入れ、新たなスキームで更なる負担軽減

【財源イメージ】

- 税制改正、こども保険等による恒久財源確保の措置
 - 合わせて、新たな制度をスタートさせるための教育投資の一環の財源として国債活用を検討
- ※高等教育については、公私負担割合を検討した上で、日本型HECS方式の導入を検討
- ※奨学金との異同→◎貸し付けたり、給付したりしていない。授業料の無償化です。◎実質的な授業料相当額の一部返還が類似。

HECS
(Higher Education Contribution Scheme)
オーストラリアの高等教育拠出金制度。
在学中の授業料は無償とし、卒業後に所得に応じて源泉徴収により拠出金を納付。

上記に加え、高校教育の実質的無償化も含む教育費負担軽減や、大学改革を進める。

これらの取組で一人ひとりの成長が社会を牽引する教育アベノミクスを実現!

立法作業中
だった

「アンチ・ドーピング対策法」がまとまる!

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案【概要】

目的 スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与。(1条)

定義	国際競技大会等出場スポーツ選手 国際的・全国的な規模のスポーツの競技会に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手(2条1項)	スポーツ競技会運営団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であって、スポーツの競技会の準備及び運営を行うもの(2条2項)
	スポーツにおけるドーピング 禁止物質の使用・所持、ドーピングの検査の妨害等の「国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為」(2条3項)	ドーピング防止活動 ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育・啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動(2条4項)

基本理念 スポーツにおける公正性・スポーツを行う者の心身の健康の保持増進の確保(3条1項)など

責務等 ①スポーツにおけるドーピングの禁止(4条)②国の責務(5条)③日本スポーツ振興センター(JSC)の役割(6条)④スポーツ競技会運営団体の努力(7条)⑤関係者相互の連携及び協働(8条)⑥地方公共団体の努力義務(9条)⑦政府による法制上・財政上の措置等(10条)

基本方針 文部科学大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定める。(11条)

基本的施策 ①ドーピング検査専門人材等の育成・確保(12条)②研究機関が行う研究開発の促進(13条)③国民に対する教育及び啓発の推進(14条1項)④医師、歯科医師、薬剤師等の医療従事者に対する情報提供、研修機会の確保(14条2項)⑤国の行政機関、JSC、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)の間の情報共有(15条1項)⑥文部科学大臣から関係行政機関の長に対する協力の要請(15条2項)⑦国際協力の推進、JSC・JADAとWADAとの連携(16条)

